



鳥取県公報

平成12年5月26日(金)

号外第51号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則（消防課）	1
	鳥取県消防学校規則の一部を改正する規則（〃）	3
	火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則（〃）	3

—— 公布された規則のあらまし ——

◇鳥取県消防学校規則の一部を改正する規則

- 1 市町村長等が提出する入校申込書に添付する履歴書について「最終学歴」欄及び「賞罰」欄を削り、押印を不要とすることとした。（様式第2号関係）
- 2 市町村長以外の者が提出する入校申込書について氏名を自署する場合には、押印を省略することができることとした。（様式第3号関係）
- 3 退校願について、退校者の押印を不要とすることとした。（様式第4号関係）
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年5月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第76号

危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

危険物の規制に関する規則（昭和35年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

危険物の規制に関する細則

第1条中「。以下「政令」という。」を削り、「危険物の規制に関する総理府令」を「危険物の規制に関する規則」に改め、「。以下「府令」という。」を削る。

第2条を次のように改める。

(移送取扱所の休止等の届出)

第2条 法第11条第1項第4号に規定する移送取扱所（以下「移送取扱所」という。）の所有者、管理者又は占

有者は、次の各号に掲げる場合においては、速やかに当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 移送取扱所の使用を3月以上休止しようとするとき又はその使用を再開しようとするとき。 様式第1号による届出書

(2) 移送取扱所を設置した者の住所、氏名若しくは名称又は移送取扱所の所在する場所の地名若しくは地番に変更があったとき（法第11条第6項に規定する移送取扱所の譲渡又は引渡のあった場合を除く。） 様式第2号による届出書

(3) 移送取扱所において災害が発生したとき。 様式第3号による届出書

第3条中「第16条の4」を「第16条の5」に、「別記様式第4」を「様式第4号」に改める。

第4条中「第16条の4第2項」を「第16条の5第3項」に、「別記様式第5」を「様式第5号」に改める。

第5条及び第6条を削る。

「
　　〔 製造所
　　危険物貯蔵所 一時使用休止届出書　　〕
　　〔 取扱所　　(使用再開) 〕」
　　〔 危険物移送取扱所一時使用休止届出書　　〕
　　〔 (使用再開) 〕に改める。

「
　　〔 製造所
　　危険物貯蔵所 氏名等変更届出書　　〕
　　〔 取扱所 〕」

「
　　〔 変更年月日
　　〔 旧　　貯蔵し又は取扱う危険物の類、品名、数
　　新　　貯蔵し又は取扱う危険物の類、品名、数
　　変更年月日 〕
　　〔 変更年月日 〕 〕」

〔 〕に改める。

「
　　〔 製造所
　　危険物貯蔵所 災害発生届出書　　〕
　　〔 取扱所 〕」

〔 物移送取扱所災害発生届出書 〕に改める。

〔 様式第4〕を「〔 様式第4号 (第3条関係) 〕」に、「〔 第16条の4 〕」を「〔 第16条の5 〕」に改める。

〔 様式第5表中〔 様式第5 〕〕を「〔 様式第5号 (第4条関係) 〕」に改め、「昭和」を削り、「〔 第16条の4 〕」を「〔 第16条の5 〕」に改め、同様式裏を次のように改める。

消防法の抜きい

〔 第16条の5 市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱について検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去 〕

させることができる。

第44条 次の各号の1に該当する者は、20万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 第4条、第16条の5第1項若しくは第34条（第35条の3第2項又は第35条の3の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

裏

様式第6及び様式第7を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年5月26日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第77号

鳥取県消防学校規則の一部を改正する規則

鳥取県消防学校規則（昭和58年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

最終学歴	
消防歴 (消防学校歴を含む。)	
一般歴	
特技	
賞罰	

を

消防歴 (消防学校歴を含む。)	
一般歴	
特技	

に改め、「印」を削る。

様式第3号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年5月26日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第78号**火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則**

火薬類取締法施行細則（昭和61年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第14条の規定による届出」を「第81条の14の表七の項第3欄の届出書」に、「届書を提出してしなければならない」を「とおりとする」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条中「第83条の規定による届出」を「第81条の14の表十五の項第3欄の届出書」に、「届書を提出してしなければならない」を「とおりとする」に改める。

第8条中「第48条第3項の規定による届出」を「第81条の14の表十一の項第3欄の届出書」に、「届書を提出してしなければならない」を「とおりとする」に改める。

第10条を次のように改める。

(報告の手続)

第10条 省令第81条の14の表四の項第3欄の報告書は、様式第10号のとおりとする。

2 省令第81条の14の表五の項第3欄の報告書は、様式第11号のとおりとする。

3 省令第81条の14の表八の項第3欄の報告書は、様式第12号のとおりとする。

4 省令第81条の14の表九の項第3欄の報告書は、様式第1号のとおりとする。

5 省令第81条の14の表十二の項第3欄の報告書は、様式第13号のとおりとする。

様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

様式第5号及び様式第6号 削除

様式第10号中「火薬類販売月報（ 年 月分）」を「火薬類販売報告書（ 年 月から 年 月）」に改め、「④」を削り、「月末残数量」を「残数量」に改める。

様式第12号中「火薬庫月報（ 年 月分）」を「火薬庫報告書（ 年 月から 年 月）」に改め、「④」を削り、「月末残数量」を「残数量」に改める。

様式第13号中「火薬類消費月報（ 年 月分）」を「火薬類消費報告書（ 年 月から 年 月）」に改め、「④」を削り、「月末残数量」を「残数量」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。